

ジュニアNISA&NISAで

(未成年者少額投資非課税制度)

(少額投資非課税制度)

ご購入手数料キャッシュバック キャンペーン

お取扱い期間【平成30年4月2日(月)～平成30年6月29日(金)】

ジュニアNISA口座もしくはNISA口座を利用して、
株式または投資信託を… 30万円以上購入するとご購入手数料の

株式50%、投資信託 20%相当額を
(当社が指定する銘柄のみ)

さらにお得

投資信託をインターネット(池田泉州TT証券ダイレクト)でお買付されると

さらに 30% キャッシュバック!

*当社が指定する国内公募株式投資信託

- GS年金型投資戦略ファンド安定プラン(年2回決算)〈みらいラップ〉
- GS年金型投資戦略ファンド積極プラン(年2回決算)〈みらいラップ〉
- GS債券戦略ファンドCコース(年2回決算型、為替ヘッジあり)〈ザ ボンド〉
- ピクテマルチアセットアロケーションファンド〈アトロ〉
- 海外消費関連日本株ファンド〈クールジャパン〉
- 企業価値成長小型株ファンド〈眼力〉
- RS日本株式ファンド〈市場リスク配慮型日本株式ファンド〉
- アライアンス・バーンスタン・財産設計(2020年、2030年、2040年、2050年)
- ニッセイ国内債券アルファ〈Jアルファ〉
- DIAM新興企業日本株ファンド

- トレンド・ナビゲーション・オープン
- 日本成長テーマフォーカス〈グランシェフ〉
- AR国内バリュー株式ファンド〈サムライバリュー〉
- 世界株配当収益追求ファンド〈はいとうドリ〉
- ビッグデータ活用 日本中小型株式ファンド〈B・D・F〉
- グローバル自動運転関連株式ファンド
- シュローダーYENターゲット〈1年決算型、年2回決算型〉
- BNYメロン・日本株式ファンド 市場リスク管理型〈攻守自在〉
- 次世代通信関連 世界株式戦略ファンド〈THE 5G〉

キャンペーンの内容

ご利用いただける方 池田泉州TT証券でジュニアNISA口座もしくは、NISA口座を利用して株式や投資信託をご購入いただいた方

キャンペーン期間中、ジュニアNISA口座、NISA口座でのご購入手数料（消費税等除く）について、以下のとおりキャッシュバックをさせていただきます。

内容

- ① 国内株式（現物・ETF・REIT）のご購入時手数料の50%
- ② 当社が指定する国内公募株式投資信託のご購入時手数料の20%
- ③ 池田泉州TT証券ダイレクトでの購入は更に30%

以上をキャッシュバック

キャッシュバックは、お客様の証券総合口座に後日返金する（平成30年7月下旬を予定）方法といたします。

お取引条件

キャンペーン期間中に、以下の取引条件が満たされた場合に、キャッシュバックの対象となります。

- ◎ ジュニアNISA口座もしくは、NISA口座ご利用のご購入であること。
- ◎ ご購入金額の合計額が「30万円以上」であること。
- ◎ つみたてNISA口座でのご購入は対象外とさせていただきます。

ご留意事項

- ◎ キャンペーン実施期間内にジュニアNISA口座もしくは、NISA口座でお買付けが完了した場合にキャッシュバックの対象となります。但し、国内株式（現物・ETF・REIT）のご売却手数料および国内公募株式投資信託の売却手数料、信託報酬、信託財産留保額は対象外となります。
- ◎ 受渡日が平成30年7月1日以降となるお買付けは対象外となります。
- ◎ 特定口座および一般口座でのご購入はキャッシュバックの対象外となります。
- ◎ ジュニアNISA口座もしくは、NISA口座取引の対象外となる信用取引、株券貸借取引、外国株式、外国公募株式投資信託、転換社債型 新株予約権付社債（CB）の各商品・取引はキャッシュバックの対象外となります。
- ◎ お客様の証券総合取引口座へ手数料相当額を入金処理時に口座解約されている場合は対象外となります。
- ◎ ジュニアNISA口座もしくは、NISA口座でお買付け時にお支払いいただいたご購入時手数料等相当額の一部を後日に証券総合取引口座へキャッシュバックする方法となります。なおご購入時手数料等は取引報告書等に表示されます。
- ◎ キャッシュバックされた金額は、雑所得として総合課税の対象となります。
- ◎ ジュニアNISA取引はインターネット（池田泉州TT証券ダイレクト）取引の対象外です。
- ◎ 当社が指定する国内公募投資信託について、お客様の投資方針等によっては販売が行えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ◎ 本キャンペーンは期間中に、キャンペーン内容や実施方法が予告なく変更または中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 池田泉州TT証券ダイレクトをお始めいただくにはご利用申込手続きが必要となります。
- ◎ つみたてNISA口座を現在利用されているお客様
つみたてNISA口座とNISA口座は各年において、どちらか1つしか利用できないため、現在つみたてNISA口座を利用されているお客様は当キャンペーンの対象となりません。

ジュニアNISA&NISAでご購入手数料

(未成年者少額投資非課税制度)

(少額投資非課税制度)

キャッシュバックキャンペーン

お取扱い期間 平成30年6月29日(金)まで

ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)口座お申込みにあたってのご注意

◎ジュニアNISAは2016年1月から口座開設の受付が開始された制度です。本ご注意事項は2018年3月現在の情報に基づき記載しており、正確性・完全性について、保証するものではありません。今後、法令・制度等の内容は変更または廃止される可能性や、今後のスケジュールについても変更になる場合があります。◎日本にお住まい、ジュニアNISA口座を開設する年の1月1日時点で0歳から19歳までの未成年者が開設できます。◎ジュニアNISA口座の申請にあたっては、個人番号等の提出が必要となります。詳しくは池田泉州TT証券の各店舗へお問合せください。◎ジュニアNISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。◎金融機関等の変更をすることはできませんが、口座閉鎖後の再開設は可能です。(ジュニアNISA口座を閉鎖した金融機関等と異なる金融機関等で再開設が可能です。ただし、閉鎖した年すぐに非課税枠の利用がある場合には、同年の再開設はできません)。◎池田泉州TT証券で開設するジュニアNISA口座では、池田泉州TT証券で取り扱う上場株式等(現物、ETF、REIT)、公募株式投資信託が対象商品となります。(外国株式、外国株式投資信託、CB(転換社債型新株予約権付社債)等については、お取扱の対象外とさせていただきます)。◎上場株式等の配当金を非課税で受け取るには、「株式数比例配分方式」を選択していただく必要があります。◎税務署へ未

成年者非課税適用確認申請書等を提出し、税務署から未成年者非課税適用確認書の交付を受けて、ジュニアNISA口座が開設されますが、税務署での未成年者非課税適用確認に時間がかかる場合があります。なお、複数の金融機関にお申し込みの場合、当社でジュニアNISA口座開設できない可能性があります。◎非課税枠は年間80万円であり、ジュニアNISA口座で保有している上場株式等(現物、ETF、REIT)、公募株式投資信託を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。◎ジュニアNISA口座の損失について特定口座等で保有する他の有価証券の売却益や配当金、分配金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。◎ジュニアNISA口座からの払出人は、口座名義人本人とその親権者等の法定代理人に限られます。なお、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、ジュニアNISA口座からの払出は原則できません。払出があった場合には、ジュニアNISA口座は廃止され、過去にジュニアNISA口座内で発生した譲渡益と配当、分配金及び払出し時点のジュニアNISA口座内の上場株式等(現物、ETF、REIT)、公募株式投資信託の含み益について課税されます。(ただし、災害などやむを得ない事由による払出の場合には非課税での払出が可能です)。

NISA口座お申込みにあたってのご注意

◎NISA口座は、日本国内にお住まい、口座開設年の1月1日現在で、20歳以上の個人のお客さまならどなたでも利用でき、全ての金融機関を通じ、お一人様1口座に限り、申込・開設ができます。複数の金融機関で開設することはできませんので、重複申込にご注意ください。(金融機関等を変更した場合は除きます)◎一定の手続きのもとで、年単位で金融機関の変更が可能です。変更のために、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、買付が出来るのは各年につけ1つのNISA口座だけです。変更したい年分の属する年の1月1日以降、変更前の金融機関のNISA口座で買付があった場合には、その年分については金融機関を変更することはできません。また、変更前の金融機関のNISA口座にお預けになっている上場株式や株式投資信託等を、変更後の金融機関のNISA口座に移すことはできません。◎非課税投資枠は、毎年120万円(平成28年から)が上限で、NISA利用の有価証券を売却しても再利用はできません。未使用分については年内であれば利用可能ですが、翌年への繰り越しはできません。◎投資信託の分配金を再投資した場合、新たな投資として非課税枠を利用し

て購入することとなります。◎NISA口座での損失は損益通算や繰越控除ができません。◎投資信託の元本払戻金(特別分配金)はそもそも、元本からの払戻しになるため非課税であり、NISAのメリットを享受できません。◎非課税期間が満了した場合等にNISA口座から払い出された投資信託の取得価格は、払出自日の時価となります。◎NISA口座の申請にあたっては、個人番号等の提出が必要となります。詳しくは池田泉州TT証券の各店舗へお問合せください。◎NISA口座の開設・利用には、池田泉州TT証券での証券総合口座が必要となります。証券総合口座を未開設のお客さまは証券総合口座を開設後、NISA口座の申請を行ってください。証券総合口座の開設は池田泉州TT証券の本支店で可能です。◎当社での取扱い商品は、上場株式等(ETF、REIT(不動産投資信託)を含む)、公募株式投資信託です。(※外国株式、外国株式投資信託、CB(転換社債型新株予約権付社債)等については、お取扱の対象外とさせていただきます)。◎上場株式等の配当金を非課税で受け取るには、「株式数比例配分方式」を選択していただく必要があります。

※上記記載の内容は、平成30年3月現在の法令に基づくものであり、今後、法令の改正等により変更となる可能性があります。

手数料等およびリスク等について

- 金融商品をご投資になる際には、各商品に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1.242%(消費税込み)ただし、最低手数料2,700円(消費税込み)の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および、信託報酬等の諸経費等)がかかる場合があります。
- 金融商品の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利行使できる期間の制限」等があります。
- 信用取引又はデリバティブ取引をおこなう場合は、その損失の額がお客さまより差し入れいただいた委託保証金又は証拠金の額を上回るおそれがあります。

※裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

上記以外の金融商品等にも価格等の変動による損失が生じるおそれがありますので、金融商品等の取引に際しては、当該商品等の契約締結前交付書面等をよくお読みください。

商号等:池田泉州TT証券株式会社

金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号

加入協会:日本証券業協会

池田泉州ホールディングス グループ



池田泉州TT証券

<http://www.sittsec.co.jp>

(2018年4月2日現在)